

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

金ヶ崎町長

市町村名 (市町村コード)	金ヶ崎町 (03-381)	
地域名 (地域内農業集落名)	北部地区 (真析、小竹葉、五百津、改断、上平沢、下平沢、東町、二の町、上の町、二日町、穴持、金森、伊吹、真栄木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は稲作が中心であり、転作作物としては大豆・アスパラガス・きゅうり・その他野菜を作っている。現状維持が大半で集落での担い手は少なく、後継者のいない人もその後のことを考えていない。現状より規模縮小したいという声も出ている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の荒廃は防ぐ必要がある。集落外から担い手になっている経営体もいるため、検討していく。農作業の付加価値化を考えコストダウンを図ると共に、ムリ・ムラ・ムダをなくす。園芸作物を取り入れて所得向上を計るとともに、輪作体系を作り連作障害を避けて、品質向上を計ることを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	930 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	927 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA岩手ふるさとを經由して、株式会社アグリマップに委託を進めている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--